

議案第63号

交野市地域密着型サービス運営及び介護予防事業
運営審議会条例の一部を改正する条例について

交野市地域密着型サービス運営及び介護予防事業運営審議会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

条例案……別記

令和6年9月2日提出

交野市長 山 本 景

提案理由 介護保険法の一部改正に伴い、審議会が所掌する事務について、所要の改正を行いたいため。

交野市地域密着型サービス運営及び介護予防事業運営審議会条例の一部を改正する
条例案

交野市地域密着型サービス運営及び介護予防事業運営審議会条例の一部を改正する
条例

交野市地域密着型サービス運営及び介護予防事業運営審議会条例（平成25年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「第42の2」を削り、「地域密着型介護サービス費」の次に「及び地域密着型介護予防サービス費」を加え、同項第2号中「第78条の2」を削り、「指定地域密着型サービス」の次に「事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者（以下「指定地域密着型サービス事業者等」という。）並びに指定介護予防支援事業者」を加え、同項第3号中「第78条の4」を削り、「に従事する従業者に関する基準及び指定地域密着型サービスの事業の設備並びに運営」を「及び指定地域密着型介護予防サービス（以下「指定地域密着型サービス等」という。）の事業に係る人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法」に改め、同項第4号中「地域密着型サービス」を「指定地域密着型サービス事業者等」に改め、同項第5号中「介護予防サービス」を「法に定める介護予防・日常生活支援総合事業を行う者」に改め、同項第6号中「地域密着型サービスの質の確保」を「指定地域密着型サービス等及び指定介護予防支援の事業の質の確保」に、「地域密着型サービスの適正な運営」を「当該事業の適正な運営」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。